

定款の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>第1条～第28条 [略]</p> <p>第29条 基金は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）・<u>会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 基金は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、<u>非業務執行理事又は監事・会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p>第30条～第47条 [略]</p> <p><u>附 則</u> この定款の変更は、第94回臨時総会の決議の日から<u>施行する。</u></p>	<p>第1条～第28条 [略]</p> <p>第29条 基金は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 基金は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、<u>外部理事又は外部監事・会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第30条～第47条 [略]</p>	<p>・114条第1項に基づき、「会計監査人」についても対象とする。</p> <p>・115条第1項に基づき、「非業務執行理事又は監事」に変更する。</p> <p>・115条第1項に基づき、理事会決議及び<u>最低責任限度額を規定する。</u></p>

役員損害賠償責任規程の一部変更新旧対照表(案)

変 更 後	現 行	備 考
<p>(目的) 第1条 この規程は、定款第29条の定めにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第111条第1項の役員及び会計監査人の賠償責任、同法第114条第1項および115条第1項の規定による賠償責任の全額または一部免除を定めることを目的とする。</p> <p>(適用) 第2条 この規定の適用範囲は基金の役員（理事又は監事、および理事または監事であったものを含む）および会計監査人とする。</p> <p>(損害賠償の請求) 第3条 基金は役員または会計監査人がその任務を怠り、基金に損害が発生したときは、理事会の決議により役員または会計監査人に対し損害賠償を請求できる。</p> <p>(役員および会計監査人の損害賠償責任の一部免除) 第4条 <u>理事又は監事・会計監査人</u>がその任務を怠った事により基金に生じた損害に対する本役員の賠償責任について、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、職務の執行に当たり役員の善意かつ重大な過失が無かった場合においては、最低責任限度額（代表理事6年分の報酬額、業務執行理事4年分の報酬額、<u>非業務執行理事又は監事・会計監査人2年分の報酬額</u>）を超える額に付き理事会の決議により免除することが出来る。</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、定款第29条の定めにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第111条第1項の役員及び会計監査人の賠償責任、同法第114条第1項および115条第1項の規定による賠償責任の全額または一部免除を定めることを目的とする。</p> <p>(適用) 第2条 この規定の適用範囲は基金の役員（理事又は監事、および理事または監事であったものを含む）および会計監査人とする。</p> <p>(損害賠償の請求) 第3条 基金は役員または会計監査人がその任務を怠り、基金に損害が発生したときは、理事会の決議により役員または会計監査人に対し損害賠償を請求できる。</p> <p>(役員<u>の</u>損害賠償責任の一部免除) 第4条 <u>役員（外部役員を除く）</u>がその任務を怠った事により基金に生じた損害に対する本役員の賠償責任について、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、職務の執行に当たり役員の善意かつ重大な過失が無かった場合においては、最低責任限度額（代表理事6年分の報酬額、代表理事以外の理事4年分の報酬額）を超える額に付き理事会の決議により免除することが出来る。</p>	<p>「非業務執行理事・監事・会計監査人」を対象に加える。</p>

役員損害賠償責任規程の一部変更新旧対照表(案)

変 更 後	現 行	備 考
<p>(非業務執行理事又は監事・会計監査人の損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第5条 非業務執行理事又は監事および会計監査人はその任務を怠った事により生じた損害に対する賠償責任について一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により職務の執行に当たり役員の善意かつ重大な過失が無かった場合においては賠償責任を限定する個別契約を理事会の決議によって、あらかじめ締結できる。</p> <p>2 最低責任限度額は金10万円と一般社団・財団法人法第113条に定める最低責任限度額(2年分の報酬額)とのいずれか高い額とする。</p> <p>3 損害賠償責任を免除できる額は損害額から前項の額を控除した額とする。</p> <p>4 契約の様式は別紙の通りとする。</p> <p>(個別契約の失効)</p> <p>第6条 非業務執行理事又は監事および会計監査人が常務理事または使用人となったときは、第5条の契約は、その時より、将采に向かってその効力を失う。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第7条 個別契約に関する紛争の管轄裁判所は、基金の所在地を管轄する裁判所とする。</p> <p>附 則 1～3 [略]</p> <p>4 この規程の変更は、平成29年10月24日から施行する。</p>	<p>(外部役員)の損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第5条 外部役員および会計監査人はその任務を怠った事により生じた損害に対する賠償責任について一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により職務の執行に当たり役員(外部役員)の善意かつ重大な過失が無かった場合においては賠償責任を限定する個別契約をあらかじめ締結できる。</p> <p>2 最低責任限度額は一般社団・財団法人法第113条に定める最低責任限度額(2年分の報酬額)とする。</p> <p>3 損害賠償責任を免除できる額は損害額から前項の額を控除した額とする。</p> <p>4 契約の様式は別紙の通りとする。</p> <p>(個別契約の失効)</p> <p>第6条 外部役員または会計監査人が常務理事または使用人となったときは、第5条の契約は、その時より、将采に向かってその効力を失う。</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第7条 個別契約に関する紛争の管轄裁判所は、基金の所在地を管轄する裁判所とする。</p> <p>附 則 1～3 [略]</p>	<p>・「非業務執行理事又は監事」に変更する。</p> <p>・定款第29条第2項の「金10万円以上で予め定めた額」について、金10万円と定める。</p>

役員損害賠償責任規程の一部変更新旧対照表(案)

変 更 後	現 行
<p data-bbox="539 331 741 363">責任限定契約書</p> <p data-bbox="181 408 1126 632">一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と一般社団法人全国配合飼料供給安定基金の<u>非業務執行理事・監事・会計監査人</u>である〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 115 条第 1 項の規定に基づいて、乙の甲に対する損害賠償責任の限定について、以下のとおり合意する。</p> <p data-bbox="150 715 421 746">第 1 条（責任限度額）</p> <p data-bbox="150 754 1126 978">乙が甲の<u>非業務執行理事・監事・会計監査人</u>として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより甲に損害を与えた場合において、乙がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、甲に対し <u>10 万円と一般社団・財団法人法第 113 条に定める最低責任限度額とのいずれか高い額の損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、甲は乙を当然に免責するものとする。</u></p> <p data-bbox="150 1023 506 1054">第 2 条（再任の場合の効力）</p> <p data-bbox="150 1062 1126 1246">乙が甲の<u>非業務執行理事・監事・会計監査人</u>の任期満了時に再度甲の理事・監事・会計監査人に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても本契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに甲と乙の間で乙の責任を限定する旨の契約を締結する場合にはこの限りでない。</p>	<p data-bbox="1514 331 1715 363">責任限定契約書</p> <p data-bbox="1162 408 2107 632">一般社団法人全国配合飼料供給安定基金（以下「甲」という。）と一般社団法人全国配合飼料供給安定基金の<u>外部理事・外部監事・会計監査人</u>である〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 115 条第 1 項の規定に基づいて、乙の甲に対する損害賠償責任の限定について、以下のとおり合意する。</p> <p data-bbox="1131 715 1402 746">第 1 条（責任限度額）</p> <p data-bbox="1131 754 2107 938">乙が甲の<u>外部理事・外部監事・会計監査人</u>として、本契約締結後、その任務を怠ったことにより甲に損害を与えた場合において、乙がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、<u>一般法人法第 113 条に定める最低責任限度額として甲に対し損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については、甲は乙を当然に免責するものとする。</u></p> <p data-bbox="1131 1023 1487 1054">第 2 条（再任の場合の効力）</p> <p data-bbox="1131 1062 2107 1206">乙が甲の<u>外部理事・外部監事・会計監査人</u>の任期満了時に再度甲の理事・監事・会計監査人に選任され、就任した場合は、就任後の行為についても本契約はその効力を有するものとし、その後も同様とする。ただし、再任後新たに甲と乙の間で乙の責任を限定する旨の契約を締結する場合にはこの限りでない。</p>

役員損害賠償責任規程の一部変更新旧対照表(案)

変 更 後	現 行
<p>第3条(責任限定契約の失効) 乙が、甲の常務理事または使用人となったときは、本契約は、その時より、将采に向かってその効力を失う。</p> <p>第4条(責任限定契約の開示) 甲は、法令の規程により必要があるときは、本契約の存在および内容を第三者に開示することができる。</p> <p>本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 甲：東京都千代田区内神田1丁目4番1号 一般社団法人全国配合飼料供給安定基金 理事長 〇〇 〇〇 印 乙：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 氏名 〇〇 〇〇 印</p>	<p>第3条(責任限定契約の失効) 乙が、甲の常務理事または使用人となったときは、本契約は、その時より、将采に向かってその効力を失う。</p> <p>第4条(責任限定契約の開示) 甲は、法令の規程により必要があるときは、本契約の存在および内容を第三者に開示することができる。</p> <p>本契約締結の証として本書2通を作成し、記名捺印の上、甲乙各1通を保有する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 甲：東京都千代田区内神田1丁目4番1号 一般社団法人全国配合飼料供給安定基金 理事長 〇〇 〇〇 印 乙：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 氏名 〇〇 〇〇 印</p>